

## 新たな子どもの貧困対策計画（素案）に係る県民意見に対する対応方針

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
1	1	3	1ページ3行他 子ども	他の部分では「こども」、「子供」との表記もあるが、あえて分けているのか。	②原文ど おり	「子供の貧困対策支援員」は補助事業の名称であること、「沖縄の子供のために（沖縄の子供の貧困対策のためのメッセージ）」も原文のとおりとなっていることから、原文のままとします。
2	1	32	1ページ32行他 もった（もって）	他の部分では「持った（持って）」との表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	①意見を 踏まえ修 正	ご指摘のとおり「持った（持って）」に修正することとし、「実効性をもった計画」については、「実効性のある計画」に修正します。
3	2	17	学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけ、学ぶ意欲と能力のあるすべ ての子どもが質の高い教育を受け、…	他の部分では「全て」との表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	①意見を 踏まえ修 正	ご指摘のとおり「全て」に修正します。
4	2	32	2ページ32行他 かかわらず	他の部分では「関わらず」との表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	①意見を 踏まえ修 正	ご指摘のとおり「かかわらず」に修正します。
5	3	9	…を <b>始め</b> とする各種目標の達成を視野に、…	他の部分では「はじめ」との表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	①意見を 踏まえ修 正	ご指摘のとおり「はじめ」に修正します。
6	4	30	また、子どもがいる現役世帯のうち大人が <b>一人</b> の世帯の貧困率は…	他の部分では「1人」の表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	②原文ど おり	原則として「一人」としていますが、「一人ひとり」や数値を表す場合は「1人」と表記している箇所もあります。
7	5	8	… <b>みられ</b> ません。	他の部分では「見られ」との表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	①意見を 踏まえ修 正	ご指摘のとおり「見る（見られる）」に修正します。
8	6	21	…「 <b>いざとゆう</b> 時のお金の援助」で…	「いざという時」の表記が適切ではないか。	①意見を 踏まえ修 正	ご指摘のとおり修正します。
9	7	27	10.84%他少数第2位までの表記	本文中、少数第1位や第2位まで表記している部分があるが、統一させる必要はあるか。	②原文ど おり	要保護および準要保護児童生徒数（文部科学省）が少数第2位までの表記となっていることから、原文のままとします。
10	10	15	…それぞれ上昇傾向にあります。 <b>沖縄県平均</b> と比較して…	文意から「全国平均」が適切ではないか。	①意見を 踏まえ修 正	ご指摘をうけ下記のとおり修正します。 「…それぞれ上昇傾向にあります。」

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
11	11	9	… <u>沖縄県平均</u> に達しています。	文意から「全国平均」が適切ではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘をうけ下記のとおり修正します。 「…沖縄県（全世帯）平均に達しています。」
12	13	18	行間	他の部分では本文と表の間に1行空けているので、統一すべきではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり修正します。
13	19	3	19ページ3行他 ア、イ、ウ、エ	他の部分に合わせて、(1)、(2)、(3)、(4)とすべきではないか。	②原文どおり	小項目を設けて整理します。
14	21	3	本計画において、 <u>国との比較</u> を含め、…	他の部分に合わせて、「全国との」が適切ではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり修正します。
15	23		No.42 …「 <u>決まって支給する給与</u> 」（全産業平均）	他の部分では「きまって支給する給与」の表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	①意見を踏まえ修正	毎月勤労統計調査地方調査（厚生労働省、沖縄県企画部）の表記のとおり「きまって支給する給与」に修正します。
16	25	18	25ページ18行他 4ヶ月 ・生後 <u>4ヶ月</u> までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、…	他の部分では「〇か月」の表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり「か月」に修正します。
17	25	29	25ページ29行他 又は ・虐待の未然防止と早期発見に向けて、要保護児童の適切な保護 <u>又は</u> 特定妊婦等への適切な支援を図る…	「及び」が適切ではないか。「又は」はどちらか一方を指す言葉であり、文中の「要保護児童の適切な保護」と「特定妊婦等への適切な支援」は、どちらかを行うものではなく両方行うものであるため。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり修正します。
18	26	4	・保育所において、保育所保育指針に基づき、子どもへの尊厳をもって養護と教育が一体となった保育を営み、子どもの健康 <u>並びに</u> 発育発達状態について…	「及び」が適切ではないか。「並びに」は「及び」で結ばれた語句の並列を表すときに用いるため。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり修正します。
19	26	22	・子どもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化、子ども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、 <u>居場所</u> の効果的・効率的な実施につなげます。	文意から「居場所づくり」が適切ではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘をうけ下記のとおり修正します。 ・子どもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化、子ども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、 <u>居場所づくり</u> の効果的・効率的な実施につなげます。
20	28	11	28ページ11行～40ページ インデント	第2章に合わせて、ア、イ等カタカナの項目番号のインデントを1文字右にずらすべきではないか。	②原文どおり	原文どおりで支障はないと考えています。
21	30	11	30ページ11行～33ページ インデント	(ア)、(イ)等カタカナ括弧の項目番号はカタカナの項目番号の下なので、現在の位置からインデントを2文字右にずらすべきではないか。	②原文どおり	重点施策の頭の「・」を揃えているところです。

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
22	31	26	・・・良き理解者と触れ合う機会を <b>作ります</b> 。	他の部分では「つくり（つくる）」との表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり「つくります」に修正します。
23	32	10	32ページ10行他 ・・・基本的な生活習慣を <b>身につけることができるよう</b> 推進します。	「基本的生活習慣の定着を推進します」の表記の方が適切ではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり修正します。
24	34	3	行間	他の部分と同様に、1行空けるべきではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり修正します。
25	36	20	インデント ・ 若年妊産婦の生活の安定と自立を図るため、	他の部分と比べて、右にずれているように見える。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり修正します。
26	37	2	・ 児童養護施設等を退所し、大学等へ進学、 <b>または</b> 就職した者等の・・・	他の部分では「又は」の表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり「又は」に修正します。
27	39	36	・・・住宅借上げ資金の無利子・償還免除付きの <b>貸付け</b> を通じて、・・・	他の部分に合わせて、「貸付」が適切ではないか。	②原文どおり	「文書法規事務の手引き-第2次改訂版-」（沖縄県）p456 付録（文書編）1用字及び用語の使い方 第1節 用字 3送り仮名の付け方 通則6「ただし、活用のない語で読み間違えるおそれのない語については、次のように送り仮名を省きます。」の例として、「貸付け」が示されているため。
28	41	3	・・・賃金の上昇に <b>繋がり</b> 、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることに <b>繋がる</b> ことから、・・・	他の部分では「つながり（つながる）」の表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘をうけ下記のとおり修正します。 「県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、所得を向上させ、その成果を働く人へ分配することで、賃金の上昇を <b>図ること</b> は、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることに <b>つながる</b> ことから、県内企業の取組を促進します。」
29	41	21	・ 就職・雇用等に関する求職者や事業主等の <b>さまざまな</b> ニーズに対応するため、・・・	他の部分に合わせて、「様々な」が適切ではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり「様々な」に修正します。
30	43	11	国、県及び市町村の役割分担に <b>当たっては</b> 、・・・	他の部分では「あたっては」の表記があり、いずれかに統一すべきではないか。	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり「当たって」に修正します。

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
31	2 6 9 10 27 30 31 41		<p>ア 教育の支援 図表2-1-7 頼れる人がいない割合 イ 学力 ウ 進学率 (5) 人材の確保と資質の向上 (ア) 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障 (イ) 地域における学習支援等 居場所の確保と放課後児童クラブの設置 (生産性の向上等、稼働力の強化による給与増)</p>	<p>家庭環境に関わらず、子どもたち一人ひとりが自立してやっていける力を身につけさせたい。まずは、学力保障。将来に夢を抱くことができる学力！高校へ行っ て自分の力で稼ぐ力を身につけたいと思える学力！高校を中退せずに続けられ る学力！不登校にならない学力、を子どもたちにつけてやりたい。 母子家庭を中心とするひとり親家庭の子どもたちの居場所や学習支援のお手 伝いをさせてもらっているが、「漢字が読めない、書けない、九九ができない」ま まの子が多い。親は宿題を見てやる余裕がないのに、クラスによっては膨大な宿 題が出されている。教員が、「よくわかる楽しい授業」をできるように、研修をして もらいたい。 孤立せずに親子を支えてあげられるシステムへの経済的な支援をお願いしたい です。</p>	②原文ど おり	<p>ご意見のとおり、子どもの貧困の解消に向けて教育の支援は 重要であると考えており、本計画では新たに家庭の経済状況に よる学力や進学希望の差を指標として設定したところです。これ らの指標の差の解消に向け支援に取り組んでいきます。</p>
32			p.2の19行目ほか 人材	<p>教育の支援で「人材の育成」とあります。新たな振興計画（素案）に対する県民意 見への県の考え方について（沖縄県企画部令和4年2月）のp.24「意見番号89」で の「自分の意見」22ページ3行目など183か所「人材」という語が、目次を含め183回使 われている。私は「人材」ではない。人間であり、人格である。人権がある。私の子ども たちも、友人・知人・家族・親戚もそのほかの県民も「人材」ではない。人間であり、人格で ある。人権がある。使用者の立場の視点だけで、人間を、人格を、「人材」と呼ぶのはやめ てもらいたい。主権者である県民に対する冒瀆である。「人材」呼ばわりするから、人権侵 害を繰り返す。少なくとも、専門教育を除く、幼小中高の公教育に関する言説から「人 材」という語を一掃してもらいたい。教育基本法第1条（教育の目的）「教育は、人格 の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた 心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」教育基本法に基づい て、「人格の完成」を目指す教育を行ってほしい。教育の目標（沖縄県 平成24年） 「県は、個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際 性に富む人材の育成と生涯学習の振興を期して、次のことを目標に教育施策を推進す る。」人材育成を目標とした「沖縄県の教育」は息苦しく、子どもたちが幸せでない。「東 京には人材がいる。地方には人物がいる。」という言葉を知りました。「沖縄には人物がい ます」。これが沖縄の魅力です。 「対応区分」①計画（案）に反映 「県の考え方」ご意見を踏まえ、『幼小中高の公教育に関する言説から「人材」とい う語』については、可能な限り別の表現で記載いたします。 「新たな子どもの貧困対策計画」は、「新たな振興計画」のもとで、一体のものである はずで、「新たな振興計画」と同様に、少なくとも、専門教育を除く、幼小中高の公教 育に関する言説から「人材」という語を一掃してもらいたい。 その他はp.2の12行目の囲みの中など、12か所で「人材」という語が使われています。 その多くは「専門職」「支援者」「働く人」などと別の表現が適切です。貧困対策の担い手 を「人材」呼ばわりする人間観が、貧困の世代間連鎖を生み出しています。 p.40の9行目は「ひとり親の人材活用」は「ひとり親の雇用」とすべきです。</p>	①意見を 踏まえ修 正	<p>意見を踏まえ、「人材」という語については、可能な限り別の表 現で記載いたします。</p>

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
33	41	10	・ 県内企業の労働生産性向上を図るため、企業のDX推進及び企業間連携並びに生産性向上の中心的担い手となる人材の育成を支援します	<p>「・県内企業の労働生産性向上を図るため、企業のDX推進及び企業間連携並びに生産性向上の中心的担い手となる人材の育成を支援します。」の削除を求めます。</p> <p>「4 雇用の質の改善等に向けた取組」の項目です。</p> <p>まずは、「国・県・市町村・県教委・市町村教委などが、会計年度職員・臨時的任用職員・非常勤職員などの不安定雇用の職員の実数も割合も減らします。」と書いて実践すべきである。雇用の不安定化を率先垂範して実践し、広げているのは正規公務員である。その責任の自覚と反省から始めるべきである。</p> <p>また、国内企業・県内企業の労働生産性が低いのは、経営者の資質・能力が低いからである。このことについては議論は分かれるから、子どもの貧困対策計画に書く必要はないと考える。</p>	②原文どおり	<p>親の経済的な困難は、世代を超えて連鎖する可能性が高く、貧困という課題を抜本的に解決するには、一人一人の生活の原資となる「給与」を向上させる「経済的なアプローチ」が不可欠であると考えております。</p> <p>一方、企業の生産性が向上し、利益を生み出すことができないければ、持続的に給与を向上させることが困難となります。</p> <p>そのため、「県内企業の労働生産性の向上を図るため、企業のDX推進及び企業間連携並びに生産性向上の中心的担い手となる人材の育成」を推進することにより、給与の向上と貧困の解決に繋げていくことが重要であることから、原文のままとしてと考えております。</p> <p>また、県における正規職員と非正規職員は、業務内容や職務に求められる能力、責任の度合い等が大きく異なり、それぞれの役割を分担しながら業務を推進していく必要があることから、本文への記載は馴染まないと考えており、原文のままとしてと考えております。</p>
34	26	36	(3) 高校生期	<p>以下の内容を追加して欲しい。</p> <p>「県立高校入学を希望し、受験した県民は、定員が空いている限り、入学を認める。」</p> <p>県教委が公表している定員内不合格は、二次募集のみの人数である。これ自体、ゼロにすべきである。しかし、実態はもっとひどい。2020年入学の一般入試の見かけの倍率は0.91倍だが、実際の倍率は1.10倍である。11,442名の受験者のうち1,074名が不合格になっている。そのうち、二次募集の出願者は791名である。つまり283名は二次募集に出願していない。この中には私立高校などを受験し、進学した者も含まれるであろう。しかし、一般入試までで高校進学を断念した人たちが多くいることは間違いない。少なくとも一般入試不合格で二次募集に出願しなかった283名＋二次募集不合格者52名＋通信制の不合格者17名＝352名が県立高校から排除されている。このことが貧困の世代間連鎖を生み出し続けている。沖縄県は、県教委と県立高校教職員に、県立高校行政が「子どもの貧困」を生み出し、拡大再生産してきた責任を自覚させる必要がある。</p>	②原文どおり	<p>県教育委員会では、高等学校へ入学意志のある子どもたちへ学ぶ機会を提供することの重要性を認識しており、より一層定員の確保に努めるよう各学校に通知しております。</p> <p>引き続き、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、学ぶ意欲のある生徒については、可能な限り入学を認めるよう求めてまいります。</p>

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
35	26	36	(3) 高校生期	<p>また次の内容も追加して欲しい。 「県立高校教職員は、高校生期の生徒たちとその家庭環境・社会環境の変化について学び、適切な支援を行う。」 県は一貫して「ライフステージに即した切れ目のない支援」を呼びかけている。しかし、県教委の「学校教育における指導の努力点」では令和4年度版でも、「26 子供の貧困対策の推進」は小・中・高・特別支援学校ひとくりで1ページ（他の事項は小中・高・特支で3ページが基本）しかなく、ライフステージに応じた対策になっていない。</p>	②原文ど おり	<p>高校生期の生徒たちとその家庭環境・社会環境の変化について学ぶことは、適切な支援を行う上で必要であると考えます。本素案、「2 ライフステージに応じた子どもへの支援」の「具体的取組」に記載のとおり、全ての教員が子どもの貧困対策に対する意識を共有し理解を深めるため、貧困対策に係る研修等の充実に努めてまいります。</p> <p>また、現在、策定中の「新たな子どもの貧困対策計画」において、ライフステージに応じた、「つながる仕組みの構築」や「子どもへの支援」について記載しているところです。「学校教育における指導の努力点」に対するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
36	28	11	ア 幼児教育・保育の質の向上	<p>幼少期はノーベル賞を受賞されたヘックマンの研究でもある通り、非認知能力などのスキルを育てる時期で一番重要だと提唱しています。幼少教育について自治体が推進だけでなく、養成や研修、プログラム運営への補助金など他にもできることがあると思いますが、この資料だとあまり重要視されていない目標値に捉えられます。</p> <p>案として、幼児教育の間の経験を増やすために、動物園や自然にふれあえるテーマパーク入場料に使えるクーポンや習い事に使えるクーポンも考慮するべきだと思います。</p>	②原文ど おり	<p>ご意見のとおり乳幼児期における教育や体験は重要であると考えております。一方で、非認知能力を図る指標や子どもに係るはく奪指標については、どのような指標が適当であるか研究が必要であると考えているため、他都道府県で調査を実施している研究者とも意見交換し、検討していきたいと考えています。</p>
37	28	11	ア 幼児教育・保育の質の向上	<p>イギリスでは、小学生が大学の見学によく来られます。県内の大学と協力して、高校生だけではなく、小中学生も大学の見学にできる機会（オープンキャンパス等）を促すことも推奨します。小さい頃から、大学の意識を高め、興味を引き出す機会になると思います。</p> <p>全体的に、民間や自治体の支援やプログラムがあるにも関わらず、貧困層の方にその情報が届いていないこともあると思います。例えば、OISTが科学展覧会やJICAが国際交流フェスティバルなどの教育の機会が無料で行われていますが、子供への教育の意識が親の教育のレベルで異なり、その機会が有効に使われていない可能性もあります。子供達、親御さんが集まる場所での情報のシェアができるプラットフォームにも力を注いでいただきたいです。</p>	②原文ど おり	<p>これまでの沖繩子ども調査においても、所得が低い層ほど支援制度等を知らない割合が高いことなど情報が届きにくいことがわかっており、支援を必要とする子どもや子育て家庭に必要な情報を届けることができるよう取り組んでいきます。</p>
38			<p>第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。</p>	<p>現状として、所得向上を図るために保護者の「長時間労働(ダブルワークを含む)も課題だと考える。そのため保護者が子育てと仕事の両立ができるよう「所得向上と労働環境の改善等を含めた」</p>	②原文ど おり	<p>ご意見のとおり保護者が安心して子育てに参加できる環境は重要であると考えており、基本方針において、「家庭で家族がゆとりを持って接する時間が確保できる適正な労働環境づくりに取り組みます。」としているところです。</p>
39			<p>第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。</p>	<p>子どもの成長・発達を支える「保育」も、一つの重点施策であると可視化されるよう、「教育、福祉、保育、保健、医療、社会・生活基盤等が充実し」</p>	②原文ど おり	<p>ご意見のとおり子どもの成長・発達を支える教育・保育は重要と考えており、重点施策において、「幼児教育・保育の質の向上」及び「保育等の確保」を記載しているところです。</p>

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
40			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	DVや児童虐待などは、「暴力」もあるが、その根幹は「人権の侵害」であると考える。そのため、「DVや児童虐待など人権侵害の問題もある。」	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ基本方針を以下のとおり修正します。 「また、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）や沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例の精神に則り、子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの最善の利益を第一に考えた支援に取り組みます。」
41			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもへの支援と家庭支援は同時並行に必要だと考える。子どもに確実な支援を届けるために、「支援を必要とする家庭の状況を確実に把握し、子どもに適切な支援と安全安心な暮らしを提供するためのセーフティネットの構築を図ることが急務かつ継続的な課題である。	②原文どおり	ご意見のとおり支援を必要としている子どもを確実にセーフティネットに繋げることが課題であると考えており、基本方針において「支援が届いていない、又は届きにくい子どもや家庭に配慮し、支援を必要とする子どもとその家庭の実情の理解に努め、子どもとその保護者に必要な支援及び支援者がつながる仕組みを構築します。」としているところです。
42			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもの支援については、「年齢」で判断されてはいけないと考える。「子供の発達段階に応じて適切な支援機関へつなげる」	②原文どおり	ご意見のとおり、計画に基づく支援の対象となる者において、「支援が必要な子どもに必要な支援が届くようにするため、対象とする子どもの年齢については特に定めないこととし、必要な支援ごとに対象者を定めることとします。」としているところです。
43			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	経済施策、教育施策と併せて、「子育て施策」	②原文どおり	ご意見のとおり、子どもの貧困を解消するためには、社会施策、経済施策及び教育施策を一体的に取り組む必要があると考えており、基本方針において「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」を実施することとしています。

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
44			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	児童生徒が望む自己実現を可能とするためには、教育と同時に養育も必要であるとする。そのため、「児童生徒が望む自己実現を可能とする教育施策、自己肯定感を育み、地域社会の中で育まれている実感を得られる子ども支援施策を行うことが課題である。」県内の放課後児童クラブの多くは補助事業で実施されており、利用料等については運営主体によって異なるため、「低所得世帯等の生活の安定と子どもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブ利用料の無償化または減免制度の確立に取り組む。」子育てをする保護者にとって、「乳幼児期」のみならず「学童期」の子育て環境の充実も喫緊の課題である。保育所等を利用していた場合、小学校入学と同時に、放課後児童クラブが必要となるが、施策が十分でないと感じている。 「乳幼児期」と同様の施策を、「学童期」の子育て環境の充実を示してほしい。 「公的施設の活用」だけでは、放課後児童クラブの役割を満たすことは困難だと考える。基準や指針が示されていることから、放課後児童クラブの公的な専用施設として、新築または改築などを行い、継続的な運営が保証されるような施策を検討していただきたい。また、放課後児童クラブと児童館では、その目的や役割が異なる事業であるため、別の施策として児童館等の積極的な整備にも取り組んでいただきたいと考える。公的な放課後児童クラブ専用施設の整備を促進することにより、子どもの安全・安心な生活および遊び場の確保、学校および地域と連帯した育成支援に取り組む。また、保護者の世帯所得に応じたお応能負担制度の導入や多子世帯への支援の充実に取り組む。小学校区ごとの児童館等の整備を促進すること等により、子どもの安全安心な生活および遊び場の確保につながると考える。保育所と同様に女性の就労等に併い放課後児童クラブの利用ニーズは増加している。そのため、保育士の育成・確保と同様に、放課後児童支援員の育成・確保についても同様の施策を示してほしい。	②原文ど おり	ご提案の施策につきましては、子ども貧困の観点に留まらず、幅広い示唆に富んでおり、子ども・子育ての分野において実施に向けて取り組んでいる内容も多数含まれることから、貴重なご意見として賜りたいと考えます。
45			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	現状として、所得向上を図るために保護者の「長時間労働(ダブルワークを含む)も課題だと考える。そのため保護者が子育てと仕事の両立ができるよう「所得向上と労働環境の改善等を含めた」	②原文ど おり	No.38と同じ
46			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもの成長・発達を支える「保育」も、一つの重点施策であると可視化されるよう、「教育,福祉,保育,保健,医療,社会・生活基盤等が充実し」	②原文ど おり	No.39と同じ
47			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	DVや児童虐待などは、「暴力」もあるが、その根幹は「人権の侵害」であると考える。そのため、「DVや児童虐待など人権侵害の問題もある。」	①意見を 踏まえ修 正	No.40と同じ



No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
48			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもへの支援と家庭支援は同時並行に必要だと考える。子どもに確実な支援を届けるために、「支援を必要とする家庭の状況を確実に把握し、子どもに適切な支援と安全安心な暮らしを提供するためのセーフティネットの構築を図ることが急務かつ継続的な課題である。	②原文ど おり	No.41と同じ
49			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもの支援については、「年齢」で判断されてはいけないと考える。「子供の発達段階に応じて適切な支援機関へつなげる」	②原文ど おり	No.42と同じ
50			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	経済施策、教育施策と併せて、「子育て施策」	②原文ど おり	No.43と同じ
51			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	児童生徒が望む自己実現を可能とするためには、教育と同時に養育も必要であると考え。そのため、「児童生徒が望む自己実現を可能とする教育施策、自己肯定感を育み、地域社会の中で育まれている実感を得られる子ども支援施策を行うことが課題である。」県内の放課後児童クラブの多くは補助事業で実施されており、利用料等については運営主体によって異なるため、「低所得世帯等の生活の安定と子どもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブ利用料の無償化またわ減免制度の確立に取り組む。」子育てをする保護者にとって、「乳幼児期」のみならず「学童期」の子育て環境の充実も喫緊の課題である。保育所等を利用していた場合、小学校入学と同時に、放課後児童クラブが必要となるが、施策が十分でないと感じている。 「乳幼児期」と同様の施策を、「学童期」の子育て環境の充実を示してほしい。 「公的施設の活用」だけでは、放課後児童クラブの役割を満たすことは困難だと考える。基準や指針が示されていることから、放課後児童クラブの公的な専用施設として、新築または改築などを行い、継続的な運営が保証されるような施策を検討していただきたい。また、放課後児童クラブと児童館では、その目的や役割が異なる事業であるため、別の施策として児童館等の積極的な整備にも取り組んでいただきたいと考える。公的な放課後児童クラブ専用施設の整備を促進することにより、子どもの安全・安心な生活および遊び場の確保、学校および地域と連帯した育成支援に取り組む。また、保護者の世帯所得に応じたお応能負担制度の導入や多子世帯への支援の充実に取り組む。小学校区ごとの児童館等の整備を促進すること等により、子どもの安全安心な生活および遊び場の確保につながると考える。保育所と同様に女性の就労等に伴い放課後児童クラブの利用ニーズは増加している。そのため、保育士の育成・確保と同様に、放課後児童支援員の育成・確保についても同様の施策を示してほしい。	②原文ど おり	No.44と同じ

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
52			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	現状として、所得向上を図るために保護者の「長時間労働(ダブルワークを含む)も課題だと考える。そのため保護者が子育てと仕事の両立ができるよう「所得向上と労働環境の改善等を含めた」	②原文どおり	No.38と同じ
53			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもの成長・発達を支える「保育」も、一つの重点施策であると可視化されるよう、「教育,福祉,保育,保健,医療,社会・生活基盤等が充実し」	②原文どおり	No.39と同じ
54			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	DVや児童虐待などは、「暴力」もあるが、その根幹は「人権の侵害」であると考える。そのため、「DVや児童虐待など人権侵害の問題もある。」	①意見を踏まえ修正	No.40と同じ
55			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもへの支援と家庭支援は同時並行に必要だと考える。子どもに確実な支援を届けるために、「支援を必要とする家庭の状況を確実に把握し、子どもに適切な支援と安全安心な暮らしを提供するためのセーフティネットの構築を図ることが急務かつ継続的な課題である。	②原文どおり	No.41と同じ
56			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもの支援については、「年齢」で判断されてはいけないと考える。「子供の発達段階に応じて適切な支援機関へつなげる」	②原文どおり	No.42と同じ
57			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	経済施策、教育施策と併せて、「子育て施策」	②原文どおり	No.43と同じ

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
58			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	児童生徒が望む自己実現を可能とするためには、教育と同時に養育も必要であると考え。そのため、「児童生徒が望む自己実現を可能とする教育施策、自己肯定感を育み、地域社会の中で育まれている実感を得られる子ども支援施策を行うことが課題である。」県内の放課後児童クラブの多くは補助事業で実施されており、利用料等については運営主体によって異なるため、「低所得世帯等の生活の安定と子どもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブ利用料の無償化または減免制度の確立に取り組む。」子育てをする保護者にとって、「乳幼児期」のみならず「学童期」の子育て環境の充実も喫緊の課題である。保育所等を利用していた場合、小学校入学と同時に、放課後児童クラブが必要となるが、施策が十分でないと感じている。 「乳幼児期」と同様の施策を、「学童期」の子育て環境の充実を示してほしい。 「公的施設の活用」だけでは、放課後児童クラブの役割を満たすことは困難であると考え。基準や指針が示されていることから、放課後児童クラブの公的な専用施設として、新築または改築などを行い、継続的な運営が保証されるような施策を検討していただきたい。また、放課後児童クラブと児童館では、その目的や役割が異なる事業であるため、別の施策として児童館等の積極的な整備にも取り組んでいただきたいと考える。公的な放課後児童クラブ専用施設の整備を促進することにより、子どもの安全・安心な生活および遊び場の確保、学校および地域と連帯した育成支援に取り組む。また、保護者の世帯所得に応じたお応能負担制度の導入や多子世帯への支援の充実に取り組む。小学校区ごとの児童館等の整備を促進すること等により、子どもの安全安心な生活および遊び場の確保につながると考える。保育所と同様に女性の就労等に併い放課後児童クラブの利用ニーズは増加している。そのため、保育士の育成・確保と同様に、放課後児童支援員の育成・確保についても同様の施策を示してほしい。	②原文ど おり	No.44と同じ
59			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	現状として、所得向上を図るために保護者の「長時間労働(ダブルワークを含む)も課題だと考える。そのため保護者が子育てと仕事の両立ができるよう「所得向上と労働環境の改善等を含めた」	②原文ど おり	No.38と同じ
60			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもの成長・発達を支える「保育」も、一つの重点施策であると可視化されるよう、「教育,福祉,保育,保健,医療,社会・生活基盤等が充実し」	②原文ど おり	No.39と同じ
61			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	DVや児童虐待などは、「暴力」もあるが、その根幹は「人権の侵害」であると考える。そのため、「DVや児童虐待など人権侵害の問題もある。」	①意見を 踏まえ修 正	No.40と同じ

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
62			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもへの支援と家庭支援は同時並行に必要だと考える。子どもに確実な支援を届けるために、「支援を必要とする家庭の状況を確実に把握し、子どもに適切な支援と安全安心な暮らしを提供するためのセーフティネットの構築を図ることが急務かつ継続的な課題である。	②原文ど おり	No.41と同じ
63			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもの支援については、「年齢」で判断されてはいけないと考える。「子供の発達段階に応じて適切な支援機関へつなげる」	②原文ど おり	No.42と同じ
64			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	経済施策、教育施策と併せて、「子育て施策」	②原文ど おり	No.43と同じ
65			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	児童生徒が望む自己実現を可能とするためには、教育と同時に養育も必要であると考え。そのため、「児童生徒が望む自己実現を可能とする教育施策、自己肯定感を育み、地域社会の中で育てられている実感を得られる子ども支援施策を行うことが課題である。」県内の放課後児童クラブの多くは補助事業で実施されており、利用料等については運営主体によって異なるため、「低所得世帯等の生活の安定と子どもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブ利用料の無償化またわ減免制度の確立に取り組む。」子育てをする保護者にとって、「乳幼児期」のみならず「学童期」の子育て環境の充実も喫緊の課題である。保育所等を利用していた場合、小学校入学と同時に、放課後児童クラブが必要となるが、施策が十分でないと感じている。 「乳幼児期」と同様の施策を、「学童期」の子育て環境の充実を示してほしい。 「公的施設の活用」だけでは、放課後児童クラブの役割を満たすことは困難だと考える。基準や指針が示されていることから、放課後児童クラブの公的な専用施設として、新築または改築などを行い、継続的な運営が保証されるような施策を検討していただきたい。また、放課後児童クラブと児童館では、その目的や役割が異なる事業であるため、別の施策として児童館等の積極的な整備にも取り組んでいただきたいと考える。公的な放課後児童クラブ専用施設の整備を促進することにより、子どもの安全・安心な生活および遊び場の確保、学校および地域と連帯した育成支援に取り組む。また、保護者の世帯所得に応じたお応能負担制度の導入や多子世帯への支援の充実に取り組む。小学校区ごとの児童館等の整備を促進すること等により、子どもの安全安心な生活および遊び場の確保につながると考える。保育所と同様に女性の就労等に併い放課後児童クラブの利用ニーズは増加している。そのため、保育士の育成・確保と同様に、放課後児童支援員の育成・確保についても同様の施策を示してほしい。	②原文ど おり	No.44と同じ

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
66			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	現状として、所得向上を図るために保護者の「長時間労働(ダブルワークを含む)も課題だと考える。そのため保護者が子育てと仕事の両立ができるよう「所得向上と労働環境の改善等を含めた」	②原文どおり	No.38と同じ
67			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもの成長・発達を支える「保育」も、一つの重点施策であると可視化されるよう、「教育,福祉,保育,保健,医療,社会・生活基盤等が充実し」	②原文どおり	No.39と同じ
68			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	DVや児童虐待などは、「暴力」もあるが、その根幹は「人権の侵害」であると考える。そのため、「DVや児童虐待など人権侵害の問題もある。」	①意見を踏まえ修正	No.40と同じ
69			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもへの支援と家庭支援は同時並行に必要だと考える。子どもに確実な支援を届けるために、「支援を必要とする家庭の状況を確実に把握し、子どもに適切な支援と安全安心な暮らしを提供するためのセーフティネットの構築を図ることが急務かつ継続的な課題である。	②原文どおり	No.41と同じ
70			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもの支援については、「年齢」で判断されてはいけないと考える。「子供の発達段階に応じて適切な支援機関へつなげる」	②原文どおり	No.42と同じ
71			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	経済施策、教育施策と併せて、「子育て施策」	②原文どおり	No.43と同じ

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
72			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	児童生徒が望む自己実現を可能とするためには、教育と同時に養育も必要であると考え。そのため、「児童生徒が望む自己実現を可能とする教育施策、自己肯定感を育み、地域社会の中で育まれている実感を得られる子ども支援施策を行うことが課題である。」県内の放課後児童クラブの多くは補助事業で実施されており、利用料等については運営主体によって異なるため、「低所得世帯等の生活の安定と子どもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブ利用料の無償化または減免制度の確立に取り組む。」子育てをする保護者にとって、「乳幼児期」のみならず「学童期」の子育て環境の充実も喫緊の課題である。保育所等を利用していた場合、小学校入学と同時に、放課後児童クラブが必要となるが、施策が十分でないと感じている。 「乳幼児期」と同様の施策を、「学童期」の子育て環境の充実を示してほしい。 「公的施設の活用」だけでは、放課後児童クラブの役割を満たすことは困難であると考え。基準や指針が示されていることから、放課後児童クラブの公的な専用施設として、新築または改築などを行い、継続的な運営が保証されるような施策を検討していただきたい。また、放課後児童クラブと児童館では、その目的や役割が異なる事業であるため、別の施策として児童館等の積極的な整備にも取り組んでいただきたいと考える。公的な放課後児童クラブ専用施設の整備を促進することにより、子どもの安全・安心な生活および遊び場の確保、学校および地域と連帯した育成支援に取り組む。また、保護者の世帯所得に応じたお応能負担制度の導入や多子世帯への支援の充実に取り組む。小学校区ごとの児童館等の整備を促進すること等により、子どもの安全安心な生活および遊び場の確保につながると考える。保育所と同様に女性の就労等に伴い放課後児童クラブの利用ニーズは増加している。そのため、保育士の育成・確保と同様に、放課後児童支援員の育成・確保についても同様の施策を示してほしい。	②原文ど おり	No.44と同じ
73			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	現状として、所得向上を図るために保護者の「長時間労働(ダブルワークを含む)も課題だと考える。そのため保護者が子育てと仕事の両立ができるよう「所得向上と労働環境の改善等を含めた」	②原文ど おり	No.38と同じ
74			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもの成長・発達を支える「保育」も、一つの重点施策であると可視化されるよう、「教育,福祉,保育,保健,医療,社会・生活基盤等が充実し」	②原文ど おり	No.39と同じ
75			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	DVや児童虐待などは、「暴力」もあるが、その根幹は「人権の侵害」であると考える。そのため、「DVや児童虐待など人権侵害の問題もある。」	①意見を 踏まえ修 正	No.40と同じ

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
76			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもへの支援と家庭支援は同時並行に必要だと考える。子どもに確実な支援を届けるために、「支援を必要とする家庭の状況を確実に把握し、子どもに適切な支援と安全安心な暮らしを提供するためのセーフティネットの構築を図ることが急務かつ継続的な課題である。	②原文ど おり	No.41と同じ
77			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	子どもの支援については、「年齢」で判断されてはいけないと考える。「子供の発達段階に応じて適切な支援機関へつなげる」	②原文ど おり	No.42と同じ
78			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	経済施策、教育施策と併せて、「子育て施策」	②原文ど おり	No.43と同じ
79			第二章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題、経済的な困難を有する子ども、子どもを取り巻く厳しい実態、県内の雇用環境 第三章 子どもの教育や福祉、健康・医療、社会・生活基盤等の充実 第四章 支援を必要としている子どもを確実に支援し、安全と安心を提供する。	児童生徒が望む自己実現を可能とするためには、教育と同時に養育も必要であると考え。そのため、「児童生徒が望む自己実現を可能とする教育施策、自己肯定感を育み、地域社会の中で育てられている実感を得られる子ども支援施策を行うことが課題である。」県内の放課後児童クラブの多くは補助事業で実施されており、利用料等については運営主体によって異なるため、「低所得世帯等の生活の安定と子どもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブ利用料の無償化またわ減免制度の確立に取り組む。」子育てをする保護者にとって、「乳幼児期」のみならず「学童期」の子育て環境の充実も喫緊の課題である。保育所等を利用していた場合、小学校入学と同時に、放課後児童クラブが必要となるが、施策が十分でないと感じている。 「乳幼児期」と同様の施策を、「学童期」の子育て環境の充実を示してほしい。 「公的施設の活用」だけでは、放課後児童クラブの役割を満たすことは困難だと考える。基準や指針が示されていることから、放課後児童クラブの公的な専用施設として、新築または改築などを行い、継続的な運営が保証されるような施策を検討していただきたい。また、放課後児童クラブと児童館では、その目的や役割が異なる事業であるため、別の施策として児童館等の積極的な整備にも取り組んでいただきたいと考える。公的な放課後児童クラブ専用施設の整備を促進することにより、子どもの安全・安心な生活および遊び場の確保、学校および地域と連帯した育成支援に取り組む。また、保護者の世帯所得に応じたお応能負担制度の導入や多子世帯への支援の充実に取り組む。小学校区ごとの児童館等の整備を促進すること等により、子どもの安全安心な生活および遊び場の確保につながると考える。保育所と同様に女性の就労等に伴い放課後児童クラブの利用ニーズは増加している。そのため、保育士の育成・確保と同様に、放課後児童支援員の育成・確保についても同様の施策を示してほしい。	②原文ど おり	No.44と同じ

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
80	1	28	これらの厳しい状況に対応するために、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を積み増し、市町村と連携し子どもの貧困対策の充実を図るとともに、新たな課題等に対応するために重点施策をより強力に推進する必要があります。	「沖縄県子どもの貧困対策推進基金を積み増し」て子どもの貧困対策にあたるという長期的な見通しが立てづらい予算に頼るのではなく、「重要課題」であれば、20年～30年の長期的な計画が立てられるような予算を組むべきではないか。	②原文ど おり	基金の設置期間を10年とすることで、中長期的に子どもの貧困対策に取り組むことができると考えています。
81	33 34		第4章 指標の改善に向けた重点施策 2(3) 高校生期	学校教育の中で、どのような場所、窓口で支援が受けられるのかを教える授業を毎年でも特定の時間で行うようにしたり、支援窓口のアプリやLINEの相談窓口を伝えるなど工夫できたりすれば、よりしっかりとしたセーフティネットが構築できるのではないかと。	②原文ど おり	学校においては就学継続支援員を配置し、教育相談係の教職員と連携しながら、生徒の相談支援や家庭へのアウトリーチ支援、外部関係機関への接続等の支援を行っているところです。また、国や県、NPOの支援窓口及び相談事業については、その都度、周知を行い、支援体制の充実を図っているところです。
82	1	35	2 基本理念 社会の一番の宝である子どもたちが、現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける「誰一人取り残さない優しい社会」の実現を目指します。	夢や希望を持たないのかもしれませんが、持てなくても、成長を感じられなくても子どもたちが安心して暮らせることを支える、夢があってもなくても、将来に向けて努力してもしていなくても見捨てない、「誰一人取り残さない」というイメージがあると良いと思います	②原文ど おり	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。
83	23		第3章 子どもの貧困に関する指標 1 子どもの貧困に関する指標及び目標値 No.23 子供の貧困対策支援員による支援人数 No.24 子供の居場所の利用者数	支援員の支援人数、利用者数は目標値が現状と変わりません。居場所作りは今年度までと同様の対応に留めておくのでしょうか。また、支援員の支援人数が何を以て“支援”となるのでしょうか。1度面談したのみでも“支援”に計算されるのでしょうか。	②原文ど おり	用いる指標として「人数」が適当であると考えられる一方で、「人数がすべてではない」という意見も多く、それらを踏まえて目標値を設定しております。子どもの居場所の増減が見込めない中、子どもの人口減少も見込まれるとともに、支援の質の向上を図る必要性も勘案し、現状を下回ることなく維持するように設定しました。 なお、支援人数は、一度面談した場合でも「1人」としてカウントしております。
84	27	3	・ 中学校卒業後に進学も就職もしていない少年（以下「中卒無職少年」といいます。）及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。	中学校卒業後に進学も就職もしていない少年（以下「中卒無職少年」といいます。） この表現は本当にこどもの最善の利益に当たるとは思いませんか？	①意見を 踏まえ修 正	ご指摘のとおり、27頁3行目の「（以下「中卒無職少年」といいます。）」を削り、33頁24行目中の「中卒無職少年」を「中学校卒業後に進学も就職もしていない少年」に修正します。
85	27	3	・ 中学校卒業後に進学も就職もしていない少年（以下「中卒無職少年」といいます。）及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。	中学校卒業時の進路未決定、または高校中退をした子どもたちに対する受け皿がハローワークとsorae等、この等にはどこが含まれるのでしょうか？ 中学生、高校生向けの居場所作りは必要不可欠だと考えます。また、ハローワークの機能として、この子どもたちの受けさらになることは妥当でしょうか。ハローワークさんと困難を抱えさせられている中高生の需要と供給は重なりが多いのでしょうか。	②原文ど おり	不登校や進路未決定などの悩みには、その他の様々な副次的な要因や背景要因が複合的に存在することが多く、soraeでは、相談者の抱える問題に応じて福祉、教育、医療、雇用などの適切な支援機関へつないでいることから、「等」と記載しております。 また、沖縄県が運営する「拠点型子供の居場所」や、若年者キャリア形成支援モデル事業で実施中の「Job Camp」なども「等」に含まれているところです。
86	27	12	・ 子供の貧困対策支援員や子供の居場所に対する助言等を行う支援コーディネーターを配置し、地域の実情に応じた支援体制の構築につなげます。	支援員や支援コーディネーターの業務範囲を広げてほしい。業務の中に「送迎」が入ると、できる支援が増えると思う。	②原文ど おり	地域の実情に応じて、業務に「送迎」を加えることは可能です。



No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
87	28	23	・ 多様な保育ニーズに対応するため、市町村において実施している夜間保育所や延長保育、地域型保育事業など地域の実情に応じた保育サービスを支援するとともに、保護者が安心して子育てができる環境整備に取り組みます。	延長保育について、母子家庭、子0歳児就労のために延長保育利用を希望するが、「延長利用を控えてほしい、子どもの負担が大きい、職員配置も困る」という園がある。(園の案内には延長保育あり) このような事例を把握しているか。	②原文ど おり	延長保育事業は、令和3年度において24市町村692施設において実施されています。 ご意見の事例について承知してはおりませんが、保育人材が不足していることにより、保育現場における円滑な事業の実施に支障が生じているものと考えられます。 県では、引き続き、市町村が地域の実情に応じて実施する延長保育事業の取り組みを支援するとともに、保育士の確保・育成に努めてまいります。
88	29	7	・ 病児保育については、地域の実情に応じた市町村の取組を支援することにより、低所得世帯を含む全ての子どもが必要なサービスを受けられるよう取り組みます。	病児保育、病後児保育ができる施設が少ない。	②原文ど おり	病児保育事業は、令和3年度において18市町村30施設において実施されています。 県では、引き続き、市町村が地域の実情に応じて実施する病児保育事業の取り組みを支援するとともに、九州地方知事会等を通じて、国へ財政支援の充実を求めてまいります。
89	31	36	・ 沖縄子ども未来県民会議と連携し、企業から提供された食料品等を子どもの居場所等へ届けることにより、子どもや困窮家庭に対する食の支援と居場所の持続的な活動を支援します。	企業からの提供食品、弁当配布に余剰があった。検証が必要。	②原文ど おり	沖縄子ども未来県民会議と連携したおきなわ子ども未来ランチサポート事業については、受入食品数、配付回数等をすべて把握しており、余剰等はありません。
90	36	20	・ 若年妊産婦の生活の安定と自立を図るため、出産・育児に関する相談・支援、修学や就労支援に関する講座等を開催するとともに、市町村が行う若年妊産婦の居場所の設置を促進します。	若年妊産婦、特に産後には、今後の生活の見通しがつくよう、生活環境が整うような支援が必要だと考える。例えば、修学(復学含む)、免許取得、就労へつながる具体的な時間が、講座受講より優先されると考える。その場合、子の預かりが必要になり0か月からの保育も検討しないといけないのではないか。	②原文ど おり	ご意見は事業を実施する際の参考にさせていただきます。
91	37	18	・ 実態調査等により把握した子どもまたは家庭を訪問し、家庭の状況等に応じた寄り添い支援に取り組みます。	ヤングケアラーの実態調査を具体的にどのように行うのか。自身もそうだった経験があるが、なかなか表面に出づら。当時は振り返り、仮に調査・アンケートがあったとしても正直には答えなかったと思う。	②原文ど おり	令和4年度には、児童生徒を対象に幅広く実態調査を実施するとともに、関係職員向け研修を実施することとしております。 支援員や施設職員などの方々についても、研修を行うことで、早期発見につながるものと考えております。
92	39	24	・ ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組みます。	1年生の時に近隣の学童に定員オーバーで入れず3,5km離れた学童、居場所に通うようになって2年になる。母子家庭(子3人)でフルタイムの就労をしていると、下校時の学童への送迎ができない。(職業は保育補助。資格取得も目指しているが歩っていない) そのため祖母が送迎支援を行うが、就労のため毎日ではできない。さらに4月からきょうだい児が新1年生に進級する。下校時間がそれぞれ違うためさらに困難になると考える。慣れ親しんだ学童を変更したくない。送迎支援の導入を希望する。	②原文ど おり	子ども貧困の分野ではありませんが、放課後児童クラブに関して送迎費支援の制度があるものの、県内では未実施の市町村もあることから、県としては事業の実施を促してまいります。

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
93	40	4	・ひとり親家庭や生活困窮家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、生活福祉資金等）により、就業支援を推進します。	資格取得のための受講費用や生活費の不安なくスキルアップができるのはとても良いと思う。国家資格になると、通学期間が1年～3年になるが、その間の生活費は十分保証されるのか。また一旦、退職してスキルアップを図る場合は再就職への不安もあると考える。加えて、受講期間の子の預かり（実習などの長時間、早朝など不規則な時間帯の預かり、自主学習時の預かり）など、認可園では対応できないニーズがあると考えている。	②原文ど おり	訓練期間中の生活費として給付される「高等職業訓練促進給付金」は最大4年間支給され、かつ、最後の年次は増額支給が行われます。また、不規則的な用事で子の見守りなどが必要な際には「家庭生活支援員（ヘルパー）」を利用することができます。 「生活福祉資金貸付制度」においては、低所得世帯等に対し教育支援費又は福祉費（技能習得費）により資格・技能習得に必要な経費の貸付を実施しています。 技能習得費については、その期間中の生計を維持するために必要な経費も含めて貸付できることとなっております。
94	2	17	学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけ、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばして・・・	「学ぶ意欲と能力のある」という文言は省いたほうが良いと思いました。どんな子であろうと、すべての子どもに目を向けられるようにしてほしいです。	①意見を 踏まえ修 正	「学ぶ意欲と能力がある」については誤解を与える表現であるため削除します。
95	26	23	・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域を順次拡大するとともに、各種支援員とも連携するなど支援を強化します。	学校現場の教員が一番、支援が必要な子どもを把握できて、窓口になる立場になると思いますが、今日の教員の多忙化が支援の必要な子どもを見落とす要因になるのではないかと懸念しています。 教員にとって様々な業務は「子どもたちのために」という思いで取り組んでいると思いますが、本当に必要な業務なのか、事務作業の効率化や削減など、業務の精選や教員の増員をして、子どもたちに向き合える時間の確保をもっとしてほしいと思います。	②原文ど おり	「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」の取組方針の柱の一つとして「学校業務の改善」があり、業務の精選等の取組を進めております。推進プランの目的でもある「教職員が児童生徒と向き合うための時間の確保」は重要であると認識しております。ご意見を踏まえ、教職員の業務の効率化を図る取組をより一層推進してまいります。
96	31	31	・子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等を行う市町村の取組を促進します。	昨今、子ども食堂など様々な形態の「子どもの居場所」がありますが、もっと広く周知してほしいです。 私にも16歳になる息子がいますが、困窮世帯ではないからなのか、それとも近くにないからなのか、これまで近隣の「子どもの居場所」に関する情報が入ってきたことがほとんどありません。 困窮世帯でなくとも、このような子どもに関する情報は保護者同士でやり取りすることも大きな情報源になりうるので、なるべく多くの保護者に情報が行き渡るようにするともっと広く周知できるのではないかと思います。	②原文ど おり	子どもの居場所には、オープン型とクローズ型があります。周知に関するご意見につきましては、市町村に伝えてまいります。

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
97	23			①評価指標42 給与水準、②評価指標43 非正規雇用、 ③評価指標44 週6以上勤務 以上の3つは趣旨から逸脱しているので参考指標にすべきです。	②原文ど おり	ご意見のとおり、当計画の基本理念において、子どもたちが「その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける」社会の実現を目指すこととし、子どもたちのライフステージや状況に応じて支援することとしています。 一方、保護者の雇用環境や労働環境が改善されることによつて解決する課題もあり、雇用の質の改善により、次世代への貧困の連鎖を断ち切ることで、子どもの貧困の抜本的な解決に繋がると考えていることから、子どもたちを取り巻く環境や施策の効果を図る指標として、当該指標も評価指標に含めるものと考えているため、原案のとおりとさせていただきます。 また、指標No.43「正規雇用者(役員を除く)の割合」は、雇用の質の改善を図る指標として設定しているものです。自ら希望して非正規雇用を選択する方も多くいることは認識しており、県では、非正規雇用労働者の処遇改善についての取組を行っているところです。
98	23			④評価指標38～41 ひとり親に関する項目も趣旨から逸脱しているので評価指標から削除して参考指標とするべきです。	②原文ど おり	令和3年度沖縄子ども調査によると、ひとり親家庭の困窮世帯の割合は63.3%と非常に高い水準になっています。ひとり親家庭の割合が高い沖縄県では、このことは、子どもの貧困の主要な要因のひとつであると考えています。指標として取り上げている就業者数、正規雇用者割合、養育費の取り決めは、これらの改善が世帯収入の増加に貢献するものであり、困窮する世帯で生活する子の生活環境の改善に繋がると考え、取り組んでいます。 「ひとり親」の用語は、国の「全国ひとり親家庭等調査」等にもあるように、「子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯」を示す用語として一般的に用いられていると考え、使用しています。
99	22			⑤評価指標13 全国学力調査の点数を「健やかに育成される環境整備」に関する指標（学校が楽しい）などに変更する。	②原文ど おり	全国学力・学習状況調査における平均正答率は、高校進学率の改善、将来の進路選択の幅を広げるなど、中学校卒業後の進路未決定率と大きく関連があり、ひいては「健やかに育成される環境の整備と教育機会の確保」につながると考えられることから、当該指標を設定しているところです。
100	27	3	・ 中学校卒業後に進学も就職もしていない少年（以下「中卒無職少年」といいます。）及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。	「中卒無職少年」という表現ですが、わざわざ「中卒」を入れることに疑問を感じます。支援現場というより、犯罪関係の情報で見る用語のような印象です。貧困対策に用いる表現としては、ふさわしくないのではないのでしょうか。教育関係の報道等では、進路未決定者などの表現になっていたかと思えます。	①意見を 踏まえ修 正	ご指摘のとおり、27頁3行目の「（以下「中卒無職少年」といいます。）」を削り、33頁24行目中の「中卒無職少年」を「中学校卒業後に進学も就職もしていない少年」に修正します。

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
101			P30～32 (2) 小・中学生期 P33～35 (3) 高校生期	<p>学童や無料塾などの地域の学習支援で補助が行われているが、コロナ禍に置いて、感染拡大防止のため人数制限を行わなければならない。ただでさえ家庭環境が見えづらい環境に置いて、ヤングケアラーやDVといった問題がある。</p> <p>学ぶ環境が不足している。分散登校や休校で行きがちなように伺える。</p> <p>オンラインなどの学ぶ環境づくりが課題である。</p>	②原文ど おり	<p>県及び一部の市町村においては、家庭に通信環境がない生徒に対して、オンライン学習が実施できるようモバイルWi-Fiルーターの貸出を行っており、</p> <p>また、低所得世帯については、国の各種制度において通信費の支援があります。</p> <p>県教育委員会としましては、全ての児童生徒が家庭学習においても端末を活用できるよう、特に低所得世帯の通信費の支援拡充について、全国都道府県教育長協議会を通して要望しております。</p>
102			P30～32 (2) 小・中学生期 P33～35 (3) 高校生期	<p>若者も、キャリア形成が重要であるといった認識があるが、進学するために奨学金を借り、お金を返済しなければならない。キャリアを形成するために選んだ道が、勉学をするためでなく、「働いて返済しないといけない」状況で、キャリアを形成できずに、陥っている学生が多いように感じる。</p> <p>無償の奨学金が、学校の成績だけで一回に支給されるだけでなく、定期的に調査し本当に必要な世帯に支給されるような仕組みづくりが必要に感じる。</p>	②原文ど おり	<p>高校生については、「就学支援金」において授業料の支援が行われております。また、「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」において、高校生等がいる低所得世帯を対象に返済する必要のない給付金を給付し、授業料以外の教育費（教科書代、教材費・学用品、修学旅行費等）の負担軽減を図っております。</p> <p>大学生については、低所得世帯の学生に対しては、国による返還の必要のない授業料等の減免及び給付型の奨学金制度が実施されております。</p> <p>県としては、制度の周知及び支給事務の適正化に引き続き努めてまいります。</p>
103	20		4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響	<p>コロナ禍に関する記述が殆どこのページにしかない。このまま長期化した場合の貧困対策をどう行うか更に検討する必要があるのでは。三密を避けるためには集会にかなりの制限をかける必要があるため、多くの子どもたちが密集し、食事提供も行う放課後児童クラブや居場所は、存分に機能することが難しい。また、子ども園や小中学校も閉鎖や分散登校を繰り返しており、十分な学習環境が整えられていない。さらに児童の心理面にも悪影響を及ぼしており、不登校児の増加も見られる。</p>	②原文ど おり	<p>令和3年度に実施した沖縄子ども調査において、子どもの学習面や心理面への影響があることがわかったところです。一方で、同調査において、これまで取り組んできた子どもの貧困対策が、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に対しても有用であることも示唆されており、計画に定める重点施策を着実に実施することが、影響を受けた家庭に対する支援につながると考えています。</p>
104	31		(ウ) 特別支援教育に関する支援の充実	<p>特別支援教育について、様々な障がいの専門性を上げるための研修を学校全体で行ってほしい。地域・保護者に向けても発達障害等の知識を深める啓もう活動があってほしい。</p>	②原文ど おり	<p>特別支援教育を推進するためには、管理職や通常の学級を担当する教員を含めた全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があることから、学校における研修の充実に取り組んでいます。また、学校のホームページ等を活用して、教育活動を発信するなど開かれた学校づくりに取り組んでいるところです。</p>

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
105	15 33 ～ 41		イ 若年無業者の割合  2(4) 支援を必要とする若者等	『若年無業者』『支援を必要とする若者』へ学びなおしの機会を与えるための奨学金制度の丁寧な整備を求める。	②原文ど おり	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校に入学して学び直す場合には、「就学支援金」又は「学び直し支援金」において授業料の支援が行われております。また、「高校生等奨学金給付金（奨学のための給付金）制度」において、高校生等がいる低所得世帯を対象に返済する必要のない給付金を給付し、授業料以外の教育費（教科書代、教材費・学用品、修学旅行費等）の負担軽減を図っております。 さらに、（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団が実施する高校生を対象とした奨学金制度「高校育英貸与奨学金」と「高等学校奨学金」では、就学意欲がなくなりながら経済的理由により就学が困難な生徒に対し、無利息の奨学金を貸与しており、高等学校等を中途退学し、高校に再入学した者も申込対象となっております。 今後も学生の学ぶ意欲を支援するため、各学校と連携して適切な制度運営に取り組んでまいります。
106	38		3 保護者への支援	保護者の支援に関して、行政・地域の積極的な介入と、支援にあたっての丁寧な関わりと環境の精査を行ってほしい。	②原文ど おり	子どもの貧困対策にあたっては、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等と連携・協力して実施することが重要であり、地域の実情に応じた支援体制の構築に取り組んでいきます。 また、支援者の質の向上も重要であると考えており、行政機関や支援団体等に対する研修等の充実を図っていきます。
107	21		1 子どもの貧困に関する指標及び目標値 No.1 沖縄子ども調査による困窮世帯の割合	「相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分以下を貧困と定義）」を代表的な評価指標とし、県内の23%の世帯が貧困に該当するとの記載がありますが、この数値を政策の効果測定指標とすることに懸念があります。 県内の23%の世帯をターゲットとしてしまうと、支援対象があまりにも多すぎて、必要な人へ必要な支援が十分行えなくなるのではないかと思います。例えば、現金給付政策によって相対的貧困率を改善しようとする、①所得が中央値の半分に近い層（貧困層の中でも所得の高い世帯でありボリュームゾーンでもある）が相対的貧困の基準を少しだけ上回るような金額を現金給付して、所得を貧困線以上に引き上げる方法と、②最下層（貧困層の中でも所得の低い世帯）にだけ手厚く現金給付する（ただし、その層の多くは貧困線以下にしかならない金額とする）方法があった場合に、使う金額は同じでも相対的貧困率を下げると効果となると、前者を選択することになります。 ターゲットをもっと細分化し、手厚い支援が必要な「貧困の中の貧困」にあたる数値も把握して、そこは重点的に支援してほしい。 そのためにも、相対的貧困率は別に、最も困っている人たちを把握できるような評価指標設定を要望いたします。（例：携帯電話料金の未払いによる利用停止経験、経済的な理由により本人が望まない就業（風俗店勤務、反社会的活動への負担等）をした経験、など）	②原文ど おり	本計画では、「困窮世帯の割合」のほか「電気、ガス、水道料金の未払い経験」や「食料又は衣服が買えない経験」などの複数の指標を設定し、貧困の現状把握に努めているところです。 ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
108	40	18	・生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合に、一定の要件の下で、就学に係る費用（高等学校等就学費）を支給します。	就学費だけでなく、就学中の子の預け先や生活費の確保ができなければ安心して就学できないと思われる。実際、子が通う園の都合で必要な時に延長保育や預かりしてもらえないケースがある。	②原文ど おり	生活保護制度は、国の法令等に基づき全国一律の基準で実施することが求められており、実施機関において法令等に則って適正に運用しているところです。県としましては、就学に係る費用について、国等における議論等を注視していきたいと考えております。 延長保育事業や一時預かり事業のほか、ファミリー・サポート・センター事業など、県では、引き続き、市町村が地域の実情に応じて実施する、多様な保育ニーズへ対応するための取り組みを支援してまいります。
109	37	15	・本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があるとされるヤングケアラーについては、県内の実態把握に努め、支援を必要とする子どもまたは家庭に適切な支援が行き届くよう、多様な関係者や関係機関の連携強化に取り組めます。	ヤングケアラーについて、子に対して手厚い支援をしようとしても親から「余計なことをしないでほしい、手伝いをさせているだけ」と言われることがある。子の支援も必要だが、親の意識を変えなければ、子が支援員と親の間で板挟みになってしまう。	③その他	県としては、関係者や当事者である子どもをはじめ、その保護者への啓発が必要と認識しております。 今後、ヤングケアラーなど困難を抱える家庭への訪問支援や関係職員向け研修を実施することとしており、これらの取組等とおして、保護者へヤングケアラーについての啓発を行ってまいります。
110	39	15	・ひとり親家庭及び低所得の子育て家庭に対して、家庭生活支援員の派遣等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行います。	困窮しているが外部からのサポート自体を拒む保護者への支援やアプローチの方法を検討する必要がある。また、一時保育のサービスを利用したいが、子が病気を抱えていると断られ、疲弊している家庭もある。子が病気を抱える親への支援がもっとあるとよい。	②原文ど おり	例えば、ひとり親家庭を対象としたコロナ給付金では、自治体は住民基本台帳等を活用して対象を特定し給付の案内を行うなど、可能な限り支援が届くよう取り組んでいます。 また、家庭生活支援員の派遣では、伝染性の強いインフルエンザやコロナウイルス感染症などの場合を除き、軽い風邪等の際には、保育支援、家事援助を行っています。
111	39	24	・ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組めます。	ひとり親家庭の場合、経済的理由から近隣の預け先を利用できないことが多々ある。離れた場所を利用しようとしても今度は送迎の問題が出てくる。送迎支援があると助かる保護者が多いと感じる。	②原文ど おり	「経済的理由から近隣の預け先を利用できないことが多々ある」とは、認可保育所が利用できず、近隣にある利用料の高い認可外保育施設を利用したいができない場合が考えられますが、3歳児以上、及び0歳児から2歳児がいる住民税非課税世帯は保育無償化の制度の下、県では0歳児から2歳児までの課税世帯の認可外施設利用料について補助する施策を実施しています。市町村の子育て担当課にお問い合わせ下さい。
112	31	40	・地域の実情に応じ、市町村による児童館などの子どもの居場所の確保や、児童館職員の資質向上に関する取組を支援します。	居場所の確保、職員の質の向上も大切だが、人員不足の問題もある。特に困窮している世帯の子は不登校や情緒が安定していない子が多い。そういった子ども達より密に、丁寧に関わっていけるようにしたいが、人手不足からそれも叶わないことが多い。	②原文ど おり	児童館職員については市町村が雇用する市町村職員となることから原文のままとさせていただきます。
113	21 ～ 23		1 子どもの貧困に対する指標及び目標値	R8年度までの5か年計画に対する達成度を、年度ごとに県民が確認できるよう、わかりやすく達成度を示してほしい。目標値に示ばられることが目的ではなく、対策に軌道修正が必要な場合も、柔軟に素早く対応するためには、年度ごとの振り返りが重要だと考える。	②原文ど おり	ご意見のとおり計画の進捗をお知らせすることは重要であると考えており、毎年度、施策の点検評価を行い公表しているところです。

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
114	22		指標 No.21 不登校児童生徒が学校内外で相談・指導を受けた割合	<p>指標のへ表記に違和感があった。数値が高いからだ。「相談」は児童生徒自身が行うもの。「指導」は教師など周囲の大人が行うもの。それをまとめて数値にするのは、おかしいと思い、管轄部署に質問したところ、「対象の児童生徒に外部も含め何らかの接触があり、孤立していないことが重要だと考え、このような表記になった」とのこと。</p> <p>●対象の児童生徒本人が相談する人がいると認識しているか→いるorいないで必要になってくる支援策は変わる。</p> <p>●周囲の大人（外部含む）がなんらかの指導をした。→あるorない ある、からの次の展開と、ない、場合の課題は、全く別なベクトルだと思う。この指標の目的が回答のように「不登校児童生徒の孤立を防ぐこと」であれば、指標名自体の変更が必要だと思う。</p> <p>また、対象の児童生徒本人と保護者に向けたヒアリングなどの実態把握は必須だと考える。</p> <p>これは、不登校の原因の中に、貧困やヤングケアラー実態などがあることも多いことから、ぜひ実施してほしい。</p>	②原文ど おり	<p>本指標は、文部科学省が毎年度実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の質問項目と同様の項目となっております。よって、全国値との比較ができ、本県の課題改善への取組につなげていくことができるため、本指標を設定しております。</p> <p>指標の結果については、学校の設置者である市町村教育委員会と共有し、各学校の状況に応じた支援に活用しております。その際、子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待といったケースについては、市町村福祉担当課や児童相談所等と連携し、保護者支援も含めアセスメントに基づいた組織的な対応をすることになっております。</p> <p>今後も引き続き、児童生徒個々の状況に応じた適切な支援につながるよう市町村教育委員会及び学校と連携してまいります。</p>
115	25		(1) 乳幼児期	<p>スタートは出産から。産前産後のケアやつながりは、その後の子育てに大きく影響する。沖縄県は他県に比べて産婦人科が消滅するような危機には陥っていないので、産科や助産院・師を生かした「産前産後のケア事業」を早急に進めてほしい。都市部ではずっと前からすでにそうだが、沖縄であっても昔のように「ご近所や親族による子育てのサポート」が希薄なっているように感じる。若年出産やひとり出産を特別視するより、お産をする誰もが利用できる「産前産後ケア」に「育児支援」がセットで実施されれば、課題のある産婦にも利用のハードルが低い。結果、支援者とお産の時から関係性を築ことができ、育児に行き詰ったときや生活がままならないと感じた時に、スムーズに相談につながる。</p> <p>母子保健包括支援センターとの連携方法も含め、あくまで第一相談の場のハードルは低く設定してほしい。</p>	②原文ど おり	<p>県では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する母子健康包括支援センターの全市町村設置並びに機能の充実に取り組んでおります。</p> <p>また、産後ケア事業につきましては、令和3年12月現在、31市町村で実施しておりますが、県としては、全市町村で実施できるよう働きかけを行っているところです。</p> <p>各市町村において、支援の必要な妊産婦に対し、産後ケア事業等の切れ目のない支援が実施できるよう、引き続き市町村支援に取り組んでまいります。</p>
116	26	17	・ 子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」の市町村への配置を促進します。	<p>これまで、「子どもの貧困対策支援員」の担ってきた役割と成果は大きい。それだけに、負担も大きく、支援員のスーパーバイズが必要だと思う。1年で担当が変わってしまうこともよくあり、子どもや家族との信頼関係を築き、学校外でも活動できるこのポジションを、もっと大切に有効活用してほしい。併せて、学校長判断で対応が変わることのないよう、支援機関との情報の適切な共有を妨げることのないよう、周知してほしい。</p>	②原文ど おり	<p>いただいたご意見につきましては、市町村にも伝えた上で、市町村と連携して取り組んでまいります。</p>
117	26	21	・ 子どもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化、子ども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所の効果的・効率的な実施につなげます。	<p>子どもの居場所の運営者が、今持っている課題や不安を互いに話しあうことで、ヒントを得ていく「ピア活動」を進めてほしい。上下関係や補助金の関係だけでは解決できない「現場同士」だからわかること、できることが必ずある。コロナ禍で習得した「オンライン集会」を有効活用し、ぜひ進めてほしい。</p>	②原文ど おり	<p>市町村では、居場所の連絡会運営事業を、県では、全居場所の連絡会運営事業（子どもの居場所ネットワーク形成事業）を、それぞれ実施し、居場所同士や居場所と地域などを結ぶネットワーク形成に努めているところですが、いただいたご意見を踏まえ、市町村にも伝えた上で、この取組みをさらに進めてまいります。</p>

No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
118	26	23	・ 学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域を順次拡大するとともに、各種支援員とも連携するなど支援を強化します。	SSWの配置速やかに進めてほしい。ただ、常駐でないことがネックなることもあるため、担任と外部の支援機関が、必要に応じてスムーズに情報共有できる仕組みを早急に作ってほしい。支援機関や支援員、担任の「意欲」だけに頼るのははや限界だと思う。	②原文ど おり	県任用のスクールソーシャルワーカーは、増員に向けた検討と併せて市町村任用のスクールソーシャルワーカーとの連携協力も図り、効果的な配置に努めております。 また、全国都道府県教育長協議会を通じ、国に財政支援の拡充や定数化等も要望しているところです。 文部科学省は、複数校区対応も含め各校区内にSSW 1人を配置の方針を示しており、本県もその方針に従い、配置校区内の学校を対応できるようにしております。 学校職員と関係機関との連携については、SSWからの支援に加え、県作成の「SSWの効果的な活用ガイドライン」を全市町村、全小中学校、及び関係機関にも広く周知、研修を実施し、効果的な活用の促進を図っております。
119	27	12	・ 子供の貧困対策支援員や子どもの居場所に対する助言等を行う支援コーディネーターを配置し、地域の実情に応じた支援体制の構築につなげます。	支援コーディネーターの配置場所と人数、具体的な役割について、教えてください。とても重要な役目だと思います。	②原文ど おり	北部地域、中部地域、南部地域、宮古地域及び八重山地域の計5箇所において、支援コーディネーターを行う事業者を選定しており、各事業者では概ね1～3名でコーディネート事業にあたっております。 具体的な役割としては、子どもへの支援や居場所の運営等について情報共有や助言を行うなど、貧困対策支援員や居場所の運営をサポートしております。
120	30	22	・ 全ての教員が子どもの貧困対策に対する意識を共有し理解を深めるため、貧困対策に係る研修等の実施に努めます。	全ての教員が「貧困対策に対する意識を共有」するとは、具体的にどうなるイメージでしょうか。 また、現段階で予定(イメージだけでも)されている研修内容はどのようなものでしょうか？	②原文ど おり	ご指摘の点について、主に①学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障、②学校をプラットフォームとした福祉関係機関との連携、③経済的支援へのつなぎという意識を共有しています。 教員の研修は、初任者研修等の経験研修や生徒指導関係の研修において、沖縄県の子どもの貧困の現状や子どもの貧困対策施策の行政説明、事例検討等を行っています。児童生徒の変化を感じとり、必要な支援につなげるよう先生方の気づきを高めるよう努めております。
121	31	22	・ 生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の児童生徒等に対し、市町村、NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。	「多様な進学希望」とは、例えばどのようなことがありますか？またそのカリキュラムの組み立てや、指導員の確保は、どうするのでしょうか？	②原文ど おり	高校生については、主な進学先として大学を想定しておりますが、ほかにも、短期大学や専門学校等への進学を希望する子どもも想定されます。 カリキュラムや指導員については、学習塾や予備校などの運営を行う民間事業者等のノウハウを活用していきたいと考えております。
122	31	33	・ 市町村が行う専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所の設置を促進します。	「専門的な個別支援を必要とする子ども」とは、どんな子どもですか？具体的なイメージが知りたいです。	②原文ど おり	生活困窮世帯で、かつ、不登校やひきこもり、発達障害、非行の子ども等を想定しております。



No.	頁	行	本文 (該当箇所)	意見 (修正案)	対応 区分	県民意見に対する対応方針
123	31	36	・ 沖縄子どもの未来県民会議と連携し、企業から提供された食料品等を子どもの居場所等へ届けることにより、子どもや困窮家庭に対する食の支援と居場所の持続的な活動を支援します。	これまで企業等から支援を受けた食料品や消耗品がどのくらいあって、それがどうやって配布されたのかは、どこで確認できますか？過去には、提供する弁当に余り出ることが再三あって、本当に必要な家庭に届いていないのでは？過剰提供なのでは？と思える事態があったと記憶しています。 また、食品を必要とする家庭がこの情報をスムーズに入手する方法を講じていますか？利用者(配布を受けた家庭)の声や意見を把握し、提供企業にフィードバックしたり、必要な商品の提供を呼びかけるなどの広報活動はしていますか？お恵みになっていませんか？	②原文ど おり	沖縄子ども未来県民会議と連携したおきなわ子ども未来ランチサポート事業については、受入食品数、配付回数等をすべて把握しており、余剰等はありません。
124	37	15	・ 本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があるとするヤングケアラーについては、県内の実態把握に努め、支援を必要とする子どもまたは家庭に適切な支援が行き届くよう、多様な関係者や関係機関の連携強化に取り組めます。	公表されているアンケートは、学校現場からのデータなので、次は支援現場を中心とした調査を実施してほしい。学校では見せない家庭での児童生徒の姿や保護者との関係性を知る存在である、支援員や施設職員が持つ情報は、学校が知る情報とは違う面を持つ「隠れケアラー」が必ずいる。ぜひR4年度中に実施してほしい。	③その他	令和4年度には、児童生徒を対象に幅広く実態調査を実施するとともに、関係職員向け研修を実施することとしております。 支援員や施設職員などの方々についても、研修を行うことで、早期発見につながるものと考えております。
125	37	18	・ 実態調査等により把握した子どもまたは家庭を訪問し、家庭の状況等に応じた寄り添い支援に取り組めます。	どのような方法で「寄り添い」のか、が知りたい。沖縄の場合、きょうだいの世話をするケアラーが多いが、ヘルパーが家事や送迎を肩代わりするだけでは、根本的な解決にはならない。共依存関係の親子も多く、学校へ行かない理由が「きょうだいの面倒を見ること」で正当化されているケースも少なくないと思う。どうやって寄り添い支援計画を立てていくのかを公開してほしい。	②原文ど おり	ヤングケアラーの寄り添い支援に当たっては、国の作成したアセスメントシートなどを活用するなどし、子どもの置かれている状況や、子どもの意向・希望を踏まえて、子どもと支援者が一緒に考えながら、支援の必要性や緊急性などを判断していく必要があると考えております。
126	40	8	・ 子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの職業訓練や座学研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組むとともに、各種雇用関係助成金の活用やひとり親の人材活用について事業者等への働きかけを行い、親の就労機会の確保を図ります。	ひとり親家庭が、安定した就労状況になるために、職業訓練の「ひとり親優先枠」をもっと増やしてほしい。沖縄は日本一ひとり親が多く、若年も多いのにこの枠が少なすぎる。日本一充実したひとり親向けの職業訓練を目指してほしい。	③その他	県では、ひとり親を対象とする「高等職業訓練促進給付金」、「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進資金貸付」を実施し、ひとり親の資格所得の取組に対し受講料、生活費の面から支援を実施しているほか、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用して、親の受講中に子を一時預かる託児サービス付きの技能訓練講座を実施し、ひとり親の資格取得を支援しています。 また、職業訓練においては、雇用保険の対象とならないひとり親や障害者等に対して、職業訓練の受講に応じた訓練手当を支給し、就労を支援しております。引き続き、多様なニーズに対応した訓練コースの設定や訓練手当の支給など、職業訓練の充実に取り組んでまいります。